

(2017年9月29日講演)

## 2. 「世界と日本の漁業制度について」

公益財団法人東京財団 上席研究員 小松正之 主査

第1回委員会説明資料を見てもらうと、資料 P1 に IQ、ITQ 制度の説明がある。アイスランドではどうしているかであるが、大体 ITQ を導入しており、25 種を 91 年、先ほど川崎専門委員から話があった海洋法の批准の前後で、海洋法は 82 年に署名されるわけであるが、ほとんどの国は国内法を直していつているわけである。

資料 P2、3 は、オランダとノルウェーである。ノルウェーの場合は独特であり、IBQ という漁船に割り当てて、ほかの国はそれをはがしているから、自由に売買を漁船とは関係なくできるのだが、ノルウェーの場合は漁船と一体でないと移動はさせられない。特に沿岸の小さい船については、小さい船同士しか売買はできないという方式を取っていて、これによって地域の漁業がまだ元気だという部分が多い。

アメリカについては、76 年に漁業法 (マグナソン・スティーブンス法) ができて、96 年、それから 2006 年と改正していくし、2002 年前後には ITQ がモラトリアムになるのだが、アメリカ漁業振興法を作って、その間でもベーリングのほうでは、コーポレーティブと言って ITQ を魚船団で共同してシェアするやり方を作ったわけであり、このやり方で日水とか、マルハグループは随分操業が安定化して、何十年先まで見通しがつく状況になっている。マルハの子会社、マルハのアメリカの会社の人に、「これだけ資源が安定したら、もう仕事ないだろう。」と言ったら、「いや、今度は製品開発、マーケティングで山ほど新技術の開発で余計な資源がどうなるという無駄なところに神経を使わなくてよいと、別のハイレベルの仕事がある。」と言われた (資料 P3、4)。

ニュージーランドも安定化しているが、どうもデータがでたらめだという批判を浴びたので、今データのツールを SNS だとか、それからオブザーバーを前線に導入するとか、小型船も含めてそちらのほうに向いている。大型船の方は、オブザーバーなどは邪魔にならないのかとか、カメラなどは邪魔にならないのかと言ったら、そのようなものは当然である。問題は何か所どのくらい付けられるかであるが、魚倉も含めて 4~5 台付けられるのはしょうがないなとか言っていた。これはインディペンデントフィッシャリーという 4 番目の会社である (資料 P5、6)。

韓国も、国際漁場に来ると行儀が悪いが、国内では一応 IQ を導入している (資料 P7、8)。

日本については、先ほどから言っているとおりであり、TAC は 7 種あるが、IQ は新潟でやったのと、北部巻き網が試験的に 3 年目を迎えているが、半期に分けたりしていて、これも先ほど福島委員から話があったが、制度の充実がまだまだであると思う (資料 P8)。

各国の漁業構造については、参考まで置いた (資料 P9)。